

熊本市事件等調整会議設置要綱

制定	平成19年	3月	1日	市長決裁
改正	平成19年	4月	1日	総務局長決裁
	平成20年	4月	1日	総務局長決裁
	平成21年	4月	1日	総務局長決裁
	平成22年	10月	1日	危機管理防災室長決裁
	平成23年	4月	1日	危機管理防災室長決裁
	平成24年	4月	1日	危機管理防災総室長決裁
	平成24年	9月	1日	危機管理防災総室長決裁
	平成26年	4月	1日	危機管理防災総室長決裁
	平成27年	4月	1日	危機管理防災総室長決裁
	平成28年	4月	1日	危機管理防災総室長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、平常時における危機管理に関する情報交換を行うとともに、危機管理体制の一層の充実と推進体制の強化を図るため、熊本市事件等対処計画において設置することとなっている熊本市事件等調整会議（以下「調整会議」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、熊本市危機管理指針に定める熊本市事件等対処計画の例による。

(所掌事務)

第3条 調整会議は、次に掲げる事項に関して協議等を行う。

- (1) 危機管理の推進に係る調整に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、危機管理の推進のため必要なこと。

(組織)

第4条 調整会議は、別表1に掲げる者をもって構成する。

- 2 調整会議は、危機管理監が招集し、主宰する。
- 3 危機管理監は、必要があると認めるときは、構成員以外の者の会議への出席を求めることができる。

(連絡会議)

第5条 危機事象に関する情報の共有や連絡調整を行うため、調整会議に事件等連絡会議（以下「連絡会議」という。）を置く。

- 2 連絡会議は、別表2に掲げる職にある者をもって構成する。
- 3 連絡会議は、危機管理防災総室長が招集し、主宰する。
- 4 危機管理防災総室長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者の会議への出席を求めることができる。
- 5 危機管理防災総室長は、連絡会議で決定し、又は審議された事項については、危機管理監に報告するものとする。

(庶務)

第6条 調整会議の庶務は、政策局危機管理防災総室が処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、調整会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別表1（第4条関係）

危機管理監	消防局長
政策局長	交通事業管理者
総務局長	上下水道事業管理者
財政局長	病院事業管理者
市民局長	教育長
健康福祉局長	議会事務局長
環境局長	各区長
経済観光局長	
農水局長	
都市建設局長	その他危機管理監が指名する職員

別表2（第5条関係）

危機管理防災総室長	消防局総務課長
政策企画課長	交通局総務課長
総務局総務課長	上下水道局総務課長
財政課長	病院局総務課長
地域政策課長	教育委員会教育政策課長
健康福祉政策課長	議会事務局総務課長
環境政策課長	区総務企画課長
経済政策課長	
農業・ブランド戦略課長	危機管理個別マニュアルを所管する組織の長
都市政策課長	その他危機管理防災総室長が指名する職員